

躍進

薩摩川内市
体育協会

Vol. 24

市体育協会の加盟団体から、今回は薩摩川内市ボート協会を紹介いたします。

【競技の紹介】

ボート競技は漕艇、ローイングとも呼ばれ、水上でボートを漕ぎ、ゴールまでの順位を競うものです。

ボートは1人、2人、4人、8人乗りがあり、両手で1本のオールを使う「スリープ」、片手に1本ずつ2本のオールを使う「スカル」という種目があります。

【沿革】

旧川内市内のボート愛好者と高校生・大学生が中心となり、ボート競技の普及と川内川の有効活用を目的に、平成3年4月に川内市漕艇協会を設立しました。翌年8月に第1回川内レガッタを開催し、市内外から多くのクルー（漕手）が参加しました。平成5年の第2回川内レガッタ開催時には、学生ボート界の雄である早稲田大学と



「レガッタ」は原動力のない船を使い複数の人数で行うボート競技です。

慶應大学のエイトクルーを招き、東京都の隅田川以外で初めて早慶レガッタを開催しました。



川内レガッタ決勝戦

全国市町村交流レガッタにも、毎年チームを派遣しており、平成21年度の下諏訪大会で、薩摩川内市消防局の「S.ファイターズ」が全国優勝を果たした実績もあります。

【活動状況】

本協会は、ボートの普及を通して本市の発展に寄与することを目的に活動、毎年8月には川内レガッタを、また4年毎に早慶レガッタin薩摩川内を開催しています。

現在、川内高校と川内商工高校にボート部があり、年間通してレガッタハウスを拠点として練習に励んでいます。どちらもインターハイ出場を目標に切磋琢磨し、昨年のインターハイでは川内高校女子「クオドルプル」が準々決勝まで、川内商工高校「シングルスカル」の植村允亮選手は準決勝まで進出しました。



力漕する早慶クルー（早慶対抗レガッタより）
（左：慶応大学 右：早稲田大学）

【今後の活動】
近い将来、全国市町村交流レガッタの開催地として名乗りを上げ、川内川を有する本市の素晴らしい活動を発信できるように活動を進めていきます。

ボート競技はあまり馴染みのないスポーツですが、川内の水面をアメンボのようにスイスイと艇を進める感覚は格別で、老若男女が気軽に楽しめるスポーツです。今後は川内レガッタ以外のイベントも企画・開催してボート競技の底辺拡大を図り、川内川がよりにぎわいを見せるように積極的に活動していきます。



エルゴメーター大会（川内レガッタより）
*エルゴメーターは、漕手の漕力を測定する器具のことで、これ自体がスポーツとして確立されています。

【定期的な活動】
7月 早慶レガッタin薩摩川内（4年に1回）
8月 川内レガッタ



川内高校・川内商工対校戦

【問合せ】
会 長 荒木 貞夫
理事 長 瀬戸 浩
090(1194)0312

大綱心で交通安全！

自転車通行場所のルール編

今年度は、自転車の正しい乗り方を中心に、交通安全についての記事を連載していきます。

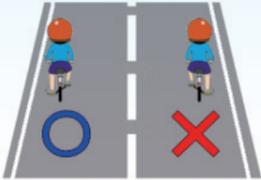
交通安全のルールとマナーを守り、交通事故のないまちを目指しましょう。

昨年、市内では425件の交通人身事故が発生しました。その内の8・2%に当たる35件が、自転車に関係する事故です。これは、県全体の平均7・6%よりも高い割合となっています。

自転車で道路を走るためには、守らなければならない交通ルールがあります。第一弾は、自転車が通行する場所のルールについてお知らせします。

道路の左端に寄って通行

自転車は、車の仲間です。道路交通法上は「軽車両」と位置付けられ、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則で、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



「自転車歩道通行可」の標識



「自転車歩道通行可」の道路標示

歩道を通行できる場合

歩道は、歩行者が通行する場所です。原則、自転車は通行できません。ただし、次の場合は、例外的に通行することができます。

○「自転車歩道通行可」の標識や道路標示がある場合

○13歳未満の子ども、70歳以上の方、身体障害者が運転する場合
○車道で工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道の通行が危険な場合

歩道を通行する場合に守るべきルール

○歩道上に「自転車歩道通行可」の道路標示（上記写真真右）がある場合はその部分を通行し、無い場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しましょう（この場合、左側通行の義務はありません）。

○歩道では、すぐに停止できる速度徐行（で進行し、歩行者がいるときは、一時停止や、場合によっては自転車から降りて、押しながら通行しましょう）。

○自転車歩道を通行できる場合でも、あくまで歩行者が優先です。

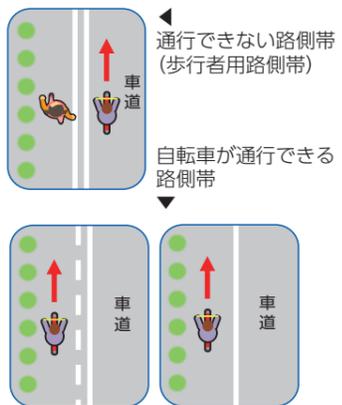
「路側帯」の通行について

道路の両端に引かれている白線の外側を路側帯といいます。道路の左側に歩道の代わりに路側帯がある場所では、

Vol.1

【問合せ】
薩摩川内警察署交通課
020-0110
本庁防災安全課危機管理グループ
023-51111（内線4932）

路側帯を通行することができます。ただし、歩行者の通行を妨げることや、白線二本で標示された歩行者用路側帯の通行はできません。



自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車通行は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転禁止・二人乗り禁止・並進禁止・夜間はライトを点灯・信号を守る・交差点での一時停止と安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用